

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年12月26日(2024.12.26)

【公開番号】特開2024-90339(P2024-90339A)

【公開日】令和6年7月4日(2024.7.4)

【年通号数】公開公報(特許)2024-124

【出願番号】特願2022-206181(P2022-206181)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 651

A 63 F 5/04 631

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月18日(2024.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数種類の部品が配置される第1面部と前記複数種類の部品のリード線が半田付けされる第2面部とを有する所定の基板を備え、

前記所定の基板を収容する基板ケースを備え、

前記複数種類の部品には、第1部品と、第2部品と、第3部品とが含まれ、

前記第1部品はリード線1aとリード線1bを有し、

前記第2部品はリード線2aとリード線2bを有し、

前記第3部品はリード線3aとリード線3bを有し、

前記第1部品のリード線1aは前記所定の基板のスルーホール1cに前記第1面部側から挿入され、

前記第1部品のリード線1bは前記所定の基板のスルーホール1dに前記第1面部側から挿入され、

前記スルーホール1cと前記スルーホール1dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分1とし、

前記第2面部から突出した前記リード線1aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分1に対する角度がn1度であり

前記第2面部から突出した前記リード線1bは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分1に対する角度がn2度であり

前記第2部品のリード線2aは前記所定の基板のスルーホール2cに前記第1面部側から挿入され、

前記第2部品のリード線2bは前記所定の基板のスルーホール2dに前記第1面部側から挿入され、

前記スルーホール2cと前記スルーホール2dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分2とし、

前記第2面部から突出した前記リード線2aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分2に対する角度がn3度であり

40

50

前記第2面部から突出した前記リード線2bは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分2に対する角度がn4度であり

前記第3部品のリード線3aは前記所定の基板のスルーホール3cに前記第1面部側から挿入され、

前記第3部品のリード線3bは前記所定の基板のスルーホール3dに前記第1面部側から挿入され、

前記スルーホール3cと前記スルーホール3dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分3とし、

10

前記第2面部から突出した前記リード線3aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分3に対する角度がn5度であり

前記n1度と前記n3度は略同一の角度であり、

前記n2度と前記n4度は略同一の角度であり、

前記n1度と前記n5度は異なった角度であり、

前記所定の基板の前記第1面部には情報表示ランプが配置され、

前記基板ケースにおいて、前記第1面部が視認可能な所定面に前記所定の基板を識別可能な情報を有するシールが貼付され、

前記シールは、前記所定面の正面視において、前記情報表示ランプと重ならない位置に貼付されている遊技機。

20

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、複数種類の部品が配置される第1面部と前記複数種類の部品のリード線が半田付けされる第2面部とを有する所定の基板を備え、前記所定の基板を収容する基板ケースを備え、前記複数種類の部品には、第1部品と、第2部品と、第3部品とが含まれ、前記第1部品はリード線1aとリード線1bを有し、前記第2部品はリード線2aとリード線2bを有し、前記第3部品はリード線3aとリード線3bを有し、前記第1部品のリード線1aは前記所定の基板のスルーホール1cに前記第1面部側から挿入され、前記第1部品のリード線1bは前記所定の基板のスルーホール1dに前記第1面部側から挿入され、前記スルーホール1cと前記スルーホール1dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分1とし、前記第2面部から突出した前記リード線1aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分1に対する角度がn1度であり、前記第2面部から突出した前記リード線1bは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分1に対する角度がn2度であり、前記第2部品のリード線2aは前記所定の基板のスルーホール2cに前記第1面部側から挿入され、前記第2部品のリード線2bは前記所定の基板のスルーホール2dに前記第1面部側から挿入され、前記スルーホール2cと前記スルーホール2dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分2とし、前記第2面部から突出した前記リード線2aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分2に対する角度がn3度であり、前記第2面部から突出した前記リード線2bは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分2に対する角度がn4度であり、前記第3部品のリード線3aは前記所定の基板のスルーホール3cに前記第1面部側から挿入され、前記第3部品のリード線3bは前記所定の基板のスルーホール3dに前記第1面部側から挿入され、前記スルーホール3cと前記スルーホール3dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分3

30

40

50

とし、前記第2面部から突出した前記リード線3aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分3に対する角度がn5度であり、前記n1度と前記n3度は略同一の角度であり、前記n2度と前記n4度は略同一の角度であり、前記n1度と前記n5度は異なった角度であり、前記所定の基板の前記第1面部には情報表示ランプが配置され、前記基板ケースにおいて、前記第1面部が視認可能な所定面に前記所定の基板を識別可能な情報を有するシールが貼付され、前記シールは、前記所定面の正面視において、前記情報表示ランプと重ならない位置に貼付されている。

10

20

30

40

50